

## 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に発効した障害者の権利に関する条約第2条には、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

我が国では、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年9月30日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
衆・参両院議長

} あて